

宮崎支部事業計画（案） 新旧対照表

新（令和 8 年度）※変更箇所のみ赤字で表示	旧（令和 7 年度）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き</p>

した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。
- ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。

続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。
- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について、職員の意識改革を促進する。
- ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
また、平均所要日数7日以内を維持する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請**を促進**する。**電子申請の促進**に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。
- ・加入者・事業主からの相談・照会に**迅速に対応できるよう受電体制を強化するとともに**、相談業務の標準化や品質向上を**推進**する。
- ・電話や窓口による相談で多言語化**対応**を行うなど、国際化への対応**を進め**る。
- ・お客様の声等**を業務に反映させ**、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
- ・マイナ保険証の問い合わせに対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。

■ KPI :

- 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請**を促進**する。
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会について的確に対応する。
- ・コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付費の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。

■ KPI :

- 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。
- また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、担当者に対する業務研修を実施する。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- ・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
- ・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI :

- 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
(※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を行う。
- ・毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことにより努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。
- ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI :

- 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
(※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・**早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。**
- ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの**加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について**、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- ・債権回収をより円滑に実施するため、勉強会や研修等により、債権担当職員の知識やスキルの向上を図る。
- ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① マイナ保険証による保険診療の周知徹底

- ・従来の健康保険証の使用可能経過措置期間終了に伴い、更なるマイナ保険証利用を推進するとともに、加入者・事業主に対して、マイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を継続して行う。
- ・マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対する、資格確認書・資格情報のお知らせ等の遅延のない、円滑な発行等に取り組む。
- ・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

② 電子申請等の推進

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを行う。

③ けんぽアプリの推進

- ・令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」とするため、加入者・事業主に対して積極的な広報を行う。

【重要度：高】

マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。

特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。

② 電子申請等の導入

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月に電子申請等の導入が予定されているため、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。

【重要度：高】

2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎ても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

<p>の利用を促していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者 4,000 万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>	
<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ データ分析に基づく事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部開催の統計分析研修等への積極的な受講や支部間の情報交換や事例共有を通じてOJTに取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ データ分析に基づく事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部開催の統計分析研修の積極的な受講や支部間の情報交換や事例共有を通じてOJTに取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>

	<p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p>
② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用	<p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護大学及びアドバイザーとの共同分析を推進する。 ・共同分析結果の各種学会や調査研究報告書等による積極的な意見発信を行う。
【重要度：高】	【重要度：高】
調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。	調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。
	<p>【困難度：高】</p> <p>外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。</p>
○ 健康づくり	○ 健康づくり
① 保健事業の一層の推進	<p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）につい

て、取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

- ・**保健事業の充実・強化に向けた基盤整備**

契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、健康宣言の推進をはじめとしたコラボヘルスの取組を進める。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

＜被保険者＞

- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、訪問等による生活習慣病予防健診の利用促進、事業者健診結果の提供を重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。

- ・被保険者に対する生活習慣病予防健診について、**20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設を積極的にアピールしながら「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診実施機関の拡大及び契約する健診実施機関に対し受診枠拡大の働きかけを行う。**

- ・健診実施機関への受診勧奨業務委託により受診率向上を図る。
- ・事業者健診データ取得は、外部委託を活用し委任状取得、健診結果提供勧奨及び健診結果データ化を効率的に推進する。また健診機関による積極的な取得勧奨を促進し、取得率の拡大を図る。

- ・**乳がん及び子宮がん検診の受診者数向上を図るため、ダイレクトメールによる受診勧奨及び関係各団体と連携した啓発事業を実施する。**

いて、取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

- ・若年層のヘルスリテラシー向上のため、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、小学生等への健康教育に取り組む。

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

＜被保険者＞

- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、訪問等による生活習慣病予防健診の利用促進、事業者健診結果の提供を重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・生活習慣病予防健診の自己負担額軽減及び付加健診の対象年齢拡大を積極的にアピールしながら、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。
- ・受診機会の確保のため、健診実施機関の拡大及び契約する健診実施機関に対し受診枠拡大の働きかけを行う。
- ・健診実施機関への受診勧奨業務委託により受診率向上を図る。
- ・事業者健診データ取得は、外部委託を活用し委任状取得、健診結果提供勧奨及び健診結果データ化を効率的に推進する。また健診機関による積極的な取得勧奨を促進し、取得率の拡大を図る。

<被扶養者>

- ・県内各地の利便性の良い会場及び土日を含め集客できる大型商業施設やホテル等会場における協会主催の集団健診の実施また、「骨粗鬆症検診」、「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として活用する。
- ・県内各自治体に対し協力連携を促し、国民健康保険特定健康診査及びがん検診の集団健診による同時実施により住民の受診機会の確保ができる自治体の拡大を図っていく。
- ・健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

<被扶養者>

- ・県内各地の利便性の良い会場において、「骨粗鬆症検診」、「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として活用し、協会主催の集団健診を実施する。また、集団健診実施機会の拡大、自治体と連携し、がん検診との同時実施の拡大を図る。
- ・生活習慣病予防健診未受診者及び被扶養者特定健診未受診者に対して受診勧奨を年度末に県内3地区に分けて実施し、受診率の向上を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- ・被保険者（40歳以上）（実施対象者数：169,536人）
 - 生活習慣病予防健診実施率 68.3%（実施見込者数：115,793人）
- ・事業者健診データ取得率 7.6%（取得見込者数：12,884人）
- ・被扶養者（実施対象者数：34,697人）
 - 特定健康診査実施率 27.6%（実施見込者数：9,576人）

■ KPI :

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を68.3%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を27.6%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

<被保険者>

- ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、健康宣言事業所及び大規模事業所、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、訪問等による重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・支部直営においては訪問や来所のほかオンラインを活用する等対象者の利便性の向上を図りながら特定保健指導を行う。
- ・外部委託による健診日当日の特定保健指導を推進する。また、外部委託拡大のための働きかけや、契約機関に対しては実施件数拡大の働きかけを行う。
- ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：167,184人）
 - 生活習慣病予防健診実施率 66.7%（実施見込者数：111,512人）
 - 事業者健診データ 取得率 7.6%（取得見込者数：12,706人）
- 被扶養者（実施対象者数：35,833人）
 - 特定健康診査 実施率 26.2%（実施見込者数：9,388人）

■ KPI :

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を66.7%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を26.2%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

<被保険者>

- ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、健康宣言事業所及び大規模事業所、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、訪問等による重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・支部直営においては訪問や来所のほかオンラインを活用した特定保健指導を行う。
- ・外部委託による健診日当日の特定保健指導を推進する。また、外部委託拡大のための働きかけや、契約機関に対しては実施件数拡大の働きかけを行う。
- ・健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意

定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。

- ・特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。
- ・第4期特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、保健指導者のスキル取得に向けた研修を行う。

<被扶養者>

- ・集団健診を実施した健診実施機関については、健診日における初回面談を実施機関の保健指導者により実施する。
- ・支部保健師、管理栄養士によるオンラインを活用した特定保健指導を行う。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて

識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。

- ・遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。
- ・第4期特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、保健指導者のスキル取得に向けた研修を行う。

<被扶養者>

- ・集団健診を実施した健診実施機関に対し、健診日における初回面談を働きかける。また、集団健診で受診した該当者を対象に支部の保健指導者による初回面談を実施する。
- ・支部保健師、管理栄養士によるオンラインを活用した特定保健指導を行う。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効

着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- ・被保険者（特定保健指導対象者数：24,706人）

特定保健指導実施率 26.8%（実施見込者数：6,621人）

- ・被扶養者（特定保健指導対象者数：848人）

特定保健指導実施率 12.6%（実施見込者数：106人）

■ KPI：

- 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 26.8%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 12.6%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・生活習慣病予防健診を受診した被保険者、特定健診を受診した被扶養者、及び事業者健診データを取得した加入者における血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨について、文書による一次勧奨に加え、文書及び電話による二次勧奨を行う。また特定保健指導対象者に対しては保健指導の際に早期受診の重要性について周知し、受診勧奨を行う。
- ・健診実施機関に対して血圧高値者に対する健診当日の受診勧奨を働きかける。
- ・糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病（CKD）のリスクのある加入者への受診勧奨を行う。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防

率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：25,978人）

- ・特定保健指導 実施率 24.5%（実施見込者数：6,365人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：870人）

- ・特定保健指導 実施率 11.4%（実施見込者数：99人）

■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を24.5%以上とする

- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を11.4%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・生活習慣病予防健診を受診した被保険者、特定健診を受診した被扶養者、及び事業者健診データを取得した加入者における血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨について、文書による一次勧奨に加え、文書及び電話による二次勧奨を行う。また特定保健指導対象者に対しては保健指導の際に早期受診の重要性について周知し、受診勧奨を行う。
- ・胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。
- ・健診実施機関に対して血圧高値者に対する健診当日の受診勧奨を働きかける。
- ・糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病（CKD）のリスクのある加入者への受診勧奨を行う。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防

ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑥ コラボヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等の経済団体及び関連業界団体（トラック協会等）との連携した取組を推進するとともに、健康づくりの取組を促進するためのサポートの充実を図る。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、セミナーや出前講座等を活用し事業

ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする
(※) 2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ その他の保健事業

- ・生活習慣病予防健診を受診した喫煙者を対象に、禁煙勧奨チラシの送付及びアンケート調査を実施し、禁煙への動機づけを行う。

⑥ コラボヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との連携した取組を推進するとともに、健康づくりの取組を促進するためのサポートの充実を図る。
- ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、出前講座等を活用し事業所における

<p>取組の底上げを図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,270事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費適正化 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療資源の適正使用 <ul style="list-style-type: none"> i) ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内調剤薬局に対する地域の処方実績を示した「医薬品実績リスト」及び統計資料を提供（ホームページ掲載や個別配布）する。 ・県、市町村等の自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用促進を図る。 ・地域ごとのジェネリック医薬品使用状況分析結果等を、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。 ・支部広報誌、ホームページ、メールマガジン、SNS等による加入者への啓発を目的とした広報を行う。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 	<p>取組の底上げを図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI： 健康宣言事業所数を940事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費適正化 <ul style="list-style-type: none"> ① 医療資源の適正使用 <ul style="list-style-type: none"> i) ジェネリック医薬品の使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内調剤薬局に対する地域の処方実績を示した「医薬品実績リスト」及び統計資料を提供する。 ・県、市町村等の自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用促進を図る。 ・地域ごとのジェネリック医薬品使用状況分析結果等を、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。 ・支部広報誌、ホームページ、メールマガジン、SNS等による加入者への啓発を目的とした広報を行う。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進
--	--

<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025（令和7）年度の医療機関訪問の取組結果や本部提供バイオシミラーツールをもとに、県内医療機関の置き換わり状況の推移を確認し、県や大学病院等へ情報提供を行う。 <p>※「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果や本部提供バイオシミラーツールをもとに、県内医療機関の置き換わり状況の推移を確認し、県や大学病院等へ情報提供を行う。 <p>※「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p>
<p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>国その後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリ普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p>	<p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>国その後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p>

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想会議（調整会議含む）等における積極的な意見発信を行う。
- ・医療費データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等による加入者や事業主に情報提供を行う。
- ・宮崎県地域医療構想会議（調整会議含む）等及び国民健康保険運営協議会において、医療データ等の分析結果を活用した積極的な意見発信を行

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする
- 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議における積極的な意見発信を行う。
- ・医療費データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等による加入者や事業主に情報提供を行う。
- ・宮崎県地域医療構想調整会議及び国民健康保険運営協議会において、医療データ等の分析結果を活用した積極的な意見発信を行う。

<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会等各種会議においても積極的な意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施結果の検証により、重点施策へ反映させる。 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、支部広報誌、新聞、メールマガジン等を活用した丁寧な周知広報を実施する。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・広報テーマに応じた支部広報誌や新聞広告等の紙媒体広告、支部ホームページ、メールマガジン、LINE等ソーシャルメディアやけんぽアプリ等を活用したタイムリーな広報を推進することにより、協会の認知度向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会等各種会議においても積極的な意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施結果の検証により、重点施策へ反映させる。 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、支部広報誌、新聞、メールマガジン等を活用した丁寧な周知広報を実施する。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・広報テーマに応じた支部広報誌や新聞広告等の紙媒体広告、ソーシャルメディア、支部ホームページ、メールマガジン等を活用したタイムリーな広報を推進することにより、加入者のヘルスリテラシー向上を図る。 ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康
---	--

<p>及び加入者のヘルスリテラシー向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や各種広報物を通じて情報提供を行うほか、健康保険委員の活動を更に活性化させる取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。 <p>■ KPI : 1) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2 回以上情報発信を行う。</p> <p>2-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 65.7% 以上とする</p> <p>2-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする。</p> <p>○ 國際化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加する外国人労働者に対応するために、本部が整備したホームページや多言語化された各種記入の手引き、電話や窓口による相談を多言語で対応できる体制等を活用することで、協会に加入する外国人の方に対して医療保険制度に関する必要な情報を母国語で提供できるよう努める。 ・また特定保健指導や事業所での出前講座等においても、外国人労働者にも対応できる方法を検討し、実施に努める。 	<p>づくり等について、研修会や各種広報物を通じて情報提供を行う。また、健康保険委員の活動を更に活性化させる取組について検討する。</p> <p>■ KPI : 1) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う。</p> <p>2-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 62.0% 以上とする</p> <p>2-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする。</p>
--	--

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 人事制度の適正な運用
 - ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度の適切な実施を推進する。
- 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
 - ・業務経験を通じた職場における人材育成 (OJT) と、それを補完する集合研修・自己啓発 (Off-JT) により、必要とされる知識、スキルの定着及び向上を図る。
 - ・支部主催の研修計画を策定、実施することによる職員の能力及びモチベーション向上を図る。
- 働き方改革の推進
 - ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、本部と連携した健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。
 - ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
 - ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。
- 風通しのよい組織づくり
 - ・社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。
 - ・支部内研修会等を活用し担当業務の共有化を図る。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 人事制度の適正な運用
 - ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度の適切な実施を推進する
- 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
 - ・業務経験を通じた職場における人材育成 (OJT) と、それを補完する集合研修・自己啓発 (Off-JT) により、必要とされる知識、スキルの定着及び向上を図る。
 - ・支部主催の研修計画を策定、実施することによる職員の能力及びモチベーション向上を図る。
- 働き方改革の推進
 - ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、本部と連携した健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。
 - ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
 - ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を徹底し支部業績の向上を図る。 ○ 個人情報の保護の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る ○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 ○ 災害への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認する。加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を定期的に実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を徹底し支部業績の向上を図る。 ○ リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。 ・定期的に危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。 ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。 ○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。
--	--

<p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>
---	---